

健健発 1130 第 1 号

平成 30 年 11 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長

（公 印 省 略）

調理師就業届出の周知徹底及び活用促進について

急速に高齢化が進展する社会にあつて、国民の健康寿命を延伸していくことは重要な課題であり、健康に配慮した食事や介護食など身体機能に応じた食事の提供、食の安全の確保、地域の食文化の継承など、飲食店や給食施設等において調理師が果たす役割は大きくなっています。このため、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 5 条の 2 に基づく調理師就業届出の着実な実施により、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による地域住民や施設利用者の食生活向上のための取組がますます重要になっています。

調理師就業届出は、2 年ごとに届出を行うこととされており、本年度が届出を行う年となります。調理師を対象とした各種研修会及び免許交付時における周知、管内調理関係団体に対する周知を行うなど、本届出の周知徹底をお願いいたします。その際、届出様式の各自治体ホームページへの掲載や電子申請による届出の受理など、引き続き届出者の利便性向上に御留意ください。また、本届出の周知を目的として作成した別紙の資料を厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/eiyuu/index.html）に掲載しておりますので、御活用ください。

また、本届出の更なる活用に向けて、調理師による県民の食生活の向上に関する条例の制定や本届出を活用した調理師の資質向上のための研修会開催といった取組事例を情報提供いたします。

各自治体におかれましては、本届出の周知徹底により調理師の就業状況を適切に把握いただくとともに、把握結果を基に、飲食店や給食施設での調理師の積極的活用を促進し、食環境の整備を図っていただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、調理関係団体に対して、所属会員へ本届出の周知徹底について協力を依頼していることを申し添えます。

（連絡先）

厚生労働省健康局健康課栄養指導室
栄養管理係 田中、井形、簗島、和野
TEL : 03-5253-1111 (内) 2972, 2973
FAX : 03-3502-3099